

稲作農家の皆さまへ

セーフティネット 収入保険制度、米・畑作物の 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に 加入しましょう！

稲作経営の安定のためには
セーフティネットへの加入が重要です！

令和3年産のお米は消費量が減少していることに加え
新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により
価格の下落が懸念されています。
そこで、収入保険制度やナラシ対策に加入して
自然災害や米価下落による経営リスクへの対応を図りましょう。
ただし、重複して加入することはできません。



	収入保険制度	米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)
目的機能	経営安定 農業者の経営努力では避けられないあらゆる リスクによる収入減少を補償	収入減少影響緩和 米及び畑作物の農業収入全体の減少が経営に 及ぼす影響を緩和
品目	全品目（米・野菜・果樹・花き等） ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外	米・麦・大豆
対象	青色申告を行っている農業者 (個人・法人)	認定農業者・集落営農・認定新規就農者 (いずれも規模要件はありません)
内容	保険期間の収入が基準収入の9割を下回った 場合に、下回った額の9割(支払率)を上限とし て補てん (1割の減少分は「自己責任部分」)	当年産収入額が標準的収入額を下回った場合に、 その差額(収入減少額)の9割を補てん →補てんを受けるには積立金の拠出が必要です

詳しくは、以下までお問い合わせ下さい



収入保険制度に関すること

お住まいの市町村を管轄する農業共済組合等まで

米・畑作物の収入減少影響緩和対策に関すること

お住まいの市町村の農業再生協議会まで



収入保険・ナラシ対策加入シミュレーション

収入保険（基本タイプ）

(単位：万円)

基準収入	300
農業者負担額	10.1
うち保険料（掛捨）	2.3
うち積立金（掛捨てでない）	6.8
うち付加保険料（掛捨）	1.0
補てん額*	243
うち積立金	27
うち保険金	216
自己責任分	57

※保険期間の収入が0円となった場合

（留意事項）

- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象となります。複合経営の場合、全ての品目が対象となります。
- 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方修正）
- 保険期間の収入額が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
補償限度額は基準収入の9～5割から選択できます。
- 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

※翌年の個人加入の申込は前年の11月が締切です。法人の場合は、事業年度開始月の前々月が加入申込締切となります。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米穀20%コースの例

(単位：万円)

作付予定面積	地域の標準的収入額（10aあたり）	標準的収入額	積立額
200a（2ha）	11.7	234	10.5

例

地域の10a当たりの収入額（当年産）	収入額（当年産）
10.0	200

標準的収入額	収入額（当年産）	補てん額（標準的収入額－当年産収入額）×90%
234	200	30.6

（留意事項）

- 地域の標準的収入額については国から示されますので、それを基準とし、茨城県の当年産収入額を比較します。茨城県の当年産収入額が地域の標準的収入額を下回っていれば、補てん額が発生します（表中の「標準的収入額」はR3産の値を使用）。
- 補てんを受けるためには、農業者からの積立金が必要となります。補てん後の積立金の残額は返金または翌年産へ繰り越されるため、掛捨てとなりません。
- ナラシ対策の補てん金は、農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、ナラシ対策に加入する場合は、農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ナラシの内容はシミュレーションのため、補てん額等はいくまでも参考として下さい。
詳細なシミュレーションは【お問い合わせ先】までご相談下さい。